

仁連委員よりの修正案

1 - 1 行政主導から行政と住民のパートナーシップへ

淀川水系は近畿二府四県の自然条件を形成するとともに、地域の水循環において根幹的な役割を果たし、地域の産業や住民生活にとって多面的な関わりを持っている。この淀川水系の根幹となる河川についてはこれまで河川管理者がその管理計画を定める権限を持ち、それを実施する責任を付託されてきた。しかしながら、河川管理者は行政機関の一部であり、地域の産業や住民生活に全面的に関わる責任を与えられておらず、部分的な行政責任を負っているにすぎない。それゆえ、ともすれば、河川管理の責任を与えられている行政機関の主導で計画が定められ、事業が実施されるというこれまでの河川管理の方法では、ややもすれば河川管理権限外の事柄が軽視あるいは無視されるという可能性が残されている。そこで、地域の産業や住民生活に全面的にかかわる住民、事業者および市民団体が河川管理計画の策定、事業実施および事業監視に積極的に参加できる仕組みを制度化し、行政主導型から行政と住民のパートナーシップ型の河川管理に転換し、河川を根幹とする地域の自然条件と水循環を健全に保つことのできる河川管理の体制を整備すべきである。

パートナーシップ型の河川管理へ転換するためには、行政側と住民側の両方で河川行政に対するこれまでの意識を変える必要がある。行政は狭い視野しかもたない従来の職能的専門家意識から脱却し、広い立場からの意見を積極的に採り入れることのできる新たな専門家意識を醸成する必要があるし、住民は行政に対する「お上」意識や行政への白紙委任的態度を払拭するとともに、利益享受者としてのみ自らを位置づけるのではなく、利益享受には責任分担が伴うことを意識するべきである。これら意識变革のために、行政と住民とのあいだの信頼関係を築き上げていくことが肝要であり、とりわけ行政側からの情報公開、住民参加の機会の拡大が必要である。